

## 入札説明書

令和 7 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構 建築基準法第 12 条に基づく定期報告業務[建築設備・防火設備]委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和 7 年 5 月 15 日(木)
- 2 入札執行者 地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 坂本 喜三郎
- 3 担当部署 〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東 4-27-1  
地方独立行政法人静岡県立病院機構本部事務部経営管理課企画班  
電話番号：054-200-1610
- 4 業務委託内容等
  - (1) 入札番号 本事管第 30 号
  - (2) 業務名 令和 7 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構 建築基準法第 12 条に基づく定期報告業務[建築設備・防火設備]委託
  - (3) 業務場所 ①静岡県立総合病院  
静岡県葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号  
②静岡県立こころの医療センター  
静岡県葵区与一 4 丁目 1 番 1 号  
③静岡県立こども病院  
静岡県葵区漆山 860 番地
  - (4) 業務期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日
  - (5) 業務概要 委託要領のとおり
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 静岡県の建設関連業務競争入札参加資格において、「建築関係建設コンサルタント」の業務区分について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であり、かつ静岡県内に主たる営業所が存在すること。
  - (3) 建築士法第 23 条に基づく建築士事務所の登録をし、建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定による調査・検査資格者を 5 人以上有すること。
  - (4) 令和 2 年 4 月 1 日から本公告の日までの間に、300 床以上の総合病院における建築基準法第 12 条に基づく定期報告業務の受託実績を有すること。
  - (5) この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の一般業務、庁舎等管理業務、物品購入等に係る入札参加停止基準（平成 18 年度集用第 103 号）に基づく入札参加停止期間が含まれないこと。
  - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (7) 静岡県暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定により、次のアからキのいずれにも該当し

ない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 6 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により期限までに入札参加資格確認申請書（様式 1、以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成の上、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は受理した申請書及び資料の不足又は不備等により入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できない。

ア 提出期間 公告日から令和 7 年 5 月 22 日（木）まで（土曜日、日曜日及び当該期間内に祝日を含む場合には祝日を除く。）の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで

イ 提出先 上記 3 に同じ

ウ その他 申請書及び資料は各 1 部を提出する。また、返信用に長形 3 号封筒（あて先を記入し、簡易書留郵便料を含む切手 460 円分貼付のこと）を併せて持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和 7 年 5 月 28 日（水）までに通知する。

(3) 申請書は様式 1 により作成すること

(4) 資料とは、次によるものをいう。

ア 静岡県入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 建築士法第 23 条に基づく建築士事務所の登録をし、建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定による調査・検査資格者を 5 人以上有することを証する書類（職員名簿及び資格証等の写し）

ウ 令和 2 年 4 月 1 日から本公告の日までの間に、300 床以上の総合病院における建築基準法第 12 条に基づく定期報告業務の受託実績を有することを証する書類（契約書の写し等）

(5) その他

ア 申請書・資料の作成及び申込みに係る費用は申請者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る（国際機関による証明書は英語でも可とする。ただし、日本語の訳を添付すること）。

## 7 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和7年5月30日(金)までに日本語の書面(様式任意)を持参することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和7年6月4日(水)までに説明を求めた者に対して日本語の書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。

## 8 委託要領等の交付

(1) 交付期間 公告日から令和7年5月22日(木)まで

(2) 交付場所 当機構ホームページ上に掲載し、直接配布は行わない。

## 9 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札執行日時 令和7年6月9日(月) 午前10時00分

(2) 入札執行場所 静岡県静岡市葵区北安東4-27-1

静岡県立総合病院6G臨床教育講義室

(3) 委任状 代理人が入札を行う場合、委任状(様式2)を作成すること

(4) その他

ア 郵送及び電送による入札は認めない。

イ 入札書(様式3)の提出にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを添えて提出すること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札が予定価格の範囲内でない場合には、再度入札を直ちに実施する。

オ 入札執行回数は2回を限度とする。

## 10 開札

開札は9に掲げる日時、場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせて行う。

## 11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 公告等にした入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のし

た入札

- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一事項の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (8) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2 人以上の代理人をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

## 12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

## 13 入札保証金及び契約保証金

免除

## 14 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

## 15 異議の申し立て

入札した者は、入札後、入札説明書、設計書、契約書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 16 その他

- (1) 入札参加者は、契約書及び要領を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 過年度の報告書類の閲覧  
以下①～③の各病院担当課で閲覧可能。希望する場合は事前に電話で日程等調整のこと。
  - ① 静岡県立総合病院 静岡市葵区北安東4丁目27番1号  
管財課施設管理係（電話 054-247-6111（代表））
  - ② 静岡県立こころの医療センター 静岡市葵区与一4丁目1番1号  
総務係（電話 054-271-1135（代表））
  - ③ 静岡県立こども病院 静岡市葵区漆山860番地  
会計課企画・管財係（電話 054-247-6251（代表））
- (4) 参考資料として各病院の「（別添）設備等概要一覧」を添付するが、これはあくまで業務量を推計する上での参考として示すものであるため、参加者は十分理解の上、必要な金額を算定して入札を行うこと。
- (5) その他詳細不明の点については、次の機関へ照会すること。

地方独立行政法人静岡県立病院機構本部事務部経営管理課企画班

電話番号：054-200-1610